

令和元年度業務実績に関する自己評価一覧

令和元年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度	
	主務省令期間	平成27年度～令和元年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。			
4. その他評価に関する重要事項			
—			

様式 3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度自己評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成している	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評価の状況			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は20項目のうち、Aが1項目、Bが17項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	

様式 3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B	B	B	B	第1-1-(1)	
農薬関係業務	B	B	B	B	B	第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B	B	B	B	第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	B	B	B	A	A	第1-2-(1)	
日本農林規格等に関する業務	B	B	B	B	B	第1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	A	B	B	第1-3	
その他の業務	B	B	B	B	B	第1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B	B	A	A	B	第2-1	
業務運営コストの縮減	B	B	B	B	B	第2-2	
人件費の削減等	B	B	B	B	B	第2-3	
調達等合理化の取組	B	B	B	C	B	第2-4	
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B	B	B	第3-1	
自己収入の確保	C	B	B	B	B	第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	第3-3	
短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	第3-4	
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	C	B	第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B	B	第4-2	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	A	B	B	第4-3	
施設及び設備に関する計画	B	B	—	—	—	第4-4	
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	第4-5	

(独)農林水産消費安全技術センター 令和元年度業務実績評価 自己評価一覧

年度目標(事業計画)	自己評価	大臣評価 (案)
総合評定	B	B
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B
①農林水産省からの緊急要請業務		
農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査(実施率:100%)	-	-
②登録関係業務		
ア 登録申請に係る調査(標準処理期間内の処理率:100%)	A	A
イ 生産工程変更の相談(処理率:100%)	B	B
③肥料の立入検査等業務(標準処理期間内の処理率:100%)	A	A
④土壌改良資材の立入検査業務(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
⑤牛海綿状脳症の発生防止関係業務		
ア 製造基準適合確認検査(処理率:100%(大臣確認指示))	B	B
イ 製造基準適合確認検査(処理率:100%(理事長確認申請受付))	B	B
⑥その他肥料の安全確保等に関する業務		
ア・汚泥肥料新規登録業者への重金属手引書の周知(周知率:100%)	B	B
・立入検査の際の品質管理の普及(実施率:100%)	B	B
イ・仮登録肥料申請にかかる調査(実施率:100%)	-	-
・仮登録肥料肥効試験(実施率:100%)	-	-
・事業者からの公定規格改正申し出対応(実施率:100%)	B	B
・農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査(実施率:100%)	-	-
ウ 汚泥肥料中の放射性セシウム測定(実施率:100%)	B	B
エ(ア) 立入検査における家畜ふん原料肥料中のクロピラリド測定(実施率:100%)	B	B
エ(イ) クロピラリドに係る取組の周知(実施率:100%)	B	B
エ(ウ) 生育障害の原因調査のための測定(実施率:100%)	-	-
オ 農林水産省が進める肥料制度見直しに資するための調査(実施率:100%)	B	A
⑦調査研究業務(肥料の検査等に関する調査研究の実施状況)	S	S
農薬関係業務	B	B
①農林水産省からの緊急要請業務		
農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査(実施率:100%)	-	-
②農薬の登録審査業務		
ア(ア) 登録審査業務(基準値設定必要農薬)(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
ア(イ) 登録審査業務(基準値設定不要農薬)(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
イ 新しい成分の農薬の審査報告書(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
③特定試験成績の信頼性の確保に係る業務		
農薬GLP制度における試験施設の調査(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
④農薬の立入検査業務		
ア 立入検査報告(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
イ 立入検査の集取品分析(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
⑤農薬の登録検査に附帯する業務		
ア 農薬に関する国際規格の設定等の議論への支援(技術的知見の提供)	B	B
イ(ア) へい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果報告	B	B
イ(イ) 蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求等の検討(技術的知見の提供)	B	B
イ(ウ) 農薬の使用時安全性評価の導入の検討(技術的知見の提供)	B	B
イ(エ) 再評価の開始に向けての事前相談及び試験要求の見直しの検討(技術的知見の提供)	B	A
イ(オ) 農薬の安全性等に関する科学的知見の収集及び整理の検討(技術的知見の提供)	B	B

⑥農薬の使用状況及び残留調査業務(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
⑦調査研究業務(農薬の検査技術等に関する調査研究の実施状況)	B	B
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B
①農林水産省からの緊急要請業務		
農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査(実施率:100%)	B	B
②飼料等の立入検査等業務		
ア 製造設備、製造方法等の立入検査報告(標準処理期間内の処理率:100%)	A	A
イ 動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業者及び輸入業者への検査(大臣確認検査)(実施率:100%)	B	B
③愛玩動物用飼料の立入検査等業務(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
④安全性確保に関する検査等業務		
ア 飼料安全法第57条に基づく収去品の試験(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
イ ペットフード安全法第13条に基づく集取品の試験(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
ウ(ア) 農林水産省が行う基準・規格等の検討のための妥当性調査(実施率:100%)	B	B
ウ(イ) 飼料分析基準に関する試験法等の開発等(実施率:100%)	B	B
ウ(ウ) 飼料添加物等の基準・規格検査及びサーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査等(実施率:100%)	B	B
ウ(ウ) 愛玩動物用飼料の検査等(実施率:100%)	B	B
ウ(エ) 薬剤耐性菌のモニタリング調査(実施率:100%)	B	B
ウ(オ) ISO/IEC 17025への適合性の維持	B	B
⑤検定等関係業務		
・飼料添加物の検定申請(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
・登録検定機関に対する調査(実施率:100%)	B	B
⑥工程管理及び品質管理等に関する検査等業務		
ア 抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認検査(処理率:100%)	B	B
イ 業者からの申請等による検査(実施率:100%)	B	B
ウ 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者工程管理及び品質管理等に関する調査(標準処理期間内の実施率:100%)	-	-
エ 飼料製造業者等の依頼に応じた輸出飼料等の検査(実施率:100%)	B	B
オ 食品残さ等利用飼料及び及び回収食用油再生油脂の検査(実施率:100%)	B	B
カ 飼料製造管理者認定講習会の開催(年1回以上の開催)	B	B
キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(開催率:100%(GMPガイドラインの研修))	B	B
⑦OIE関係業務(OIEコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出)	B	B
⑧調査研究業務(飼料及び飼料添加物の検査等技術の調査研究の実施状況)	B	B
食品表示の監視に関する業務	A	A
①農林水産省からの緊急命令等業務		
農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査(実施率:100%)	-	-
②食品表示法に基づく立入検査等業務		
ア 農林水産大臣の指示による立入検査報告(標準処理期間内の報告処理率:100%)	A	A
イ 行政部局の要請による調査(報告処理率:100%)	B	B
③食品表示の科学的検査業務		
ア 高精度確認検査及びスクリーニング検査の実施率(検査全体に占める割合:10%以上)	S	S
イ 消費者の関心が高い原産地表示検査件数の増加率(H23~H25年度の原産地表示検査数平均:40%以上)	B	B
④食品表示110番等対応業務		
食品表示110番による疑義情報の農林水産省関係部局への回付(実施率:100%)	B	B
⑤調査研究業務(食品表示監視業務に活用する分析技術の開発・改良の実施状況)	A	A
日本農林規格等に関する業務	B	A
①農林水産省からの緊急命令等業務		

農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査(実施率:100%)	-	-
②JASの制定等に係る業務		
・JASの確認等に関する原案作成(実施率:100%)	B	B
・我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成(件数:8件)	B	A
③国際規格に係る業務		
国際規格への国内意見の反映のための情報収集・提供、調査、JASの国際規格化への対応力向上等の取組		
・国内委員会等の開催	B	B
・参画しているプロジェクト数	B	B
・国際対応研修回数	A	A
④登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務		
ア 登録認証機関等への登録調査及び更新調査(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
イ 登録試験業者等への登録調査及び更新調査(標準処理期間内の処理率:100%)	-	-
⑤JAS法に基づく立入検査等業務		
ア 登録認証機関等への立入検査(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
イ 登録外国認証機関等への検査(標準処理期間内の処理率:100%)	B	B
ウ 登録認証機関等の技術能力確認調査(実施率:100%)	B	B
エ 行政部局の要請による検査(報告処理率:100%)	-	-
⑥FAMIC認定制度に基づく認定業務		
・認証機関又は試験業者の申請による調査(調査実施率100%)	-	-
・国際相互承認に向けた取組	B	B
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B
①農林水産省からの緊急命令等業務		
農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査(実施率:100%)	-	-
②サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務		
農林水産省が依頼する有害科学物質の分析(実施率:100%)	B	B
③食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立		
農林水産省が指示する有害化学物質の分析のSOP及び報告書作成(実施率:100%)	B	B
④サーベイランス・モニタリングの確認分析業務		
分析の信頼性確保のためのクロスチェック(実施率:100%)	B	B
⑤ISO/IEC17025要求事項への適合の維持(ISO/IEC 17025への適合性の維持)	B	B
その他の業務	B	B
1 カルタヘナ法関係業務		
カルタヘナ法に基づき農林水産大臣の指示により行う立入検査(実施率:100%)	-	-
2 情報提供業務		
①ホームページ等による情報提供		
・ホームページ(顧客満足度:3.5以上)	B	B
・メールマガジン(顧客満足度:3.5以上)	B	B
・広報誌(顧客満足度:3.5以上)	B	B
②事業者等からの講師派遣依頼等(顧客満足度:3.5以上)	B	B
③講習会の開催(顧客満足度:3.5以上)	A	A
3 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上		
①分析業務の精度管理(外部技能試験の実施予定数に対する実施率:100%)	B	B
②技術研修の実施(実施率:100%)	B	B
4 関係機関との連携		
①国民生活センターとの連携(国民生活センターからの依頼による分析)	-	-
②国際技術協力要請		
・専門家の派遣(依頼への対応実施率:100%)	B	B
・海外からの研修員の受入(依頼への対応実施率:100%)	B	B
II. 業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の改善	B	B

業務運営の改善状況	B	B
業務運営コストの縮減	B	B
・一般管理費削減率:3%以上の抑制	B	B
・業務経費削減率:1%以上の抑制	B	B
・業務運営コストの縮減状況	B	B
人件費の削減等	B	B
人件費の削減(平成30年度予算額以下)	B	B
調達等合理化の取組	B	B
・競争性のある契約に占める一者応札・応募割合:42%以下	B	B
・随意契約によることができる事由の明確化	B	B
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
保有資産の見直し等	B	B
保有資産の保有の必要性の見直し(保有資産の見直し状況)	B	B
自己収入の確保	B	B
自己収入確保の状況	B	B
予算、収支計画及び資金計画	B	B
・経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	B	B
・法人運営における資金の配分状況	B	B
短期借入金の限度額	-	-
法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	-	-
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化の目標を含む。)	B	B
・人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	A	A
・女性登用の促進状況	C	C
内部統制の充実・強化	B	B
・行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	B	B
・リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	A	A
・ガバナンスの確保状況	B	B
・監事監査の体制の整備	B	B
・内部監査の実施状況	B	B
・マネジメントレビューの実施状況	B	B
・法令遵守状況	B	B
・情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	B	B
・事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	B	B
・環境負荷の低減に資する物品調達状況	B	B
・防災体制等の見直し状況	B	B
・文書管理体制の見直し状況	B	B
情報セキュリティ対策の推進	B	B
・情報セキュリティ・ポリシーの見直しの状況	B	B
・情報システム対策の実施状況	B	B
・役職員の教育の実施状況	B	B
・情報セキュリティ監査結果等の評価	B	B
・情報セキュリティ対策ベンチマーク	B	B
施設及び設備に関する計画	-	-
施設及び設備の整備・改修等の実施	-	-
積立金の処分に係る事項	B	B
積立金の処分	B	B

主務省令期間(平成27年度～令和元年度)における年度目標に定める「業務運営の効率化に関する事項」の実施状況等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-2-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
主務省令期間	平成27年度～令和元年度		
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき、主務省令期間における事業計画に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について役員会において自己評価を行った。			
4. その他評価に関する重要事項			
特になし			

様式 3-2-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 評価の概要

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね主務省令期間における目標の水準を満たしていると認められる。
評価に至った理由	項目別評価は4項目のうち、Aが1項目、Bが3項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行している。具体的には、①業務運営の改善に関しては、勤務時間管理システムの導入などにより業務改善や職場環境改善が図られている、②業務運営コストの削減に関しては、毎年度目標額以上の一般管理費及び業務経費を削減するとともに、アウトソーシング等を実施することにより目標の水準を満たしている、③人件費の削減に関しては、給与水準を国と同水準に維持するとともに、各事業年度の人件費を前年度予算額以下とし目標の水準を満たしている、④調達等合理化の取組に関しては、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合が目標未達成の年度（平成30年度）があったものの、期間を通じて競争性の確保に向けて不断の努力を継続している。これらを総合的に勘案し、主務省令期間における所期の目標の水準をおおむね満たし、順調な組織運営を行っているとして評価した。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	業務運営の効率化に関して、主務省令期間である平成27年度から令和元年度の5年間全体として、おおむね効果的かつ効率的に実施されているものと認める。業務運営コストの縮減については、「一般管理費で少なくとも前年度比3%以上の抑制、業務経費で少なくとも前年度比1%以上の抑制」の目標を達成し続けている。ただし、一般管理費の赤字を業務経費の抑制等により物件費トータルで収支を合わせている年も発生しており、このままの水準で予算が抑制されれば、行政執行法人として農林水産省から必要とされる業務を遂行することが出来なくなる可能性があるかと危惧する。この5年間を通じて予算の効率的な執行がなされていることに鑑み、将来的には予算額に見合った業務目標の設定、セグメント間の資源（人員、予算）及び業務量の再配分、若しくは業務量を維持する場合には、運営費交付金とは別の委託費等の予算配分が必要と考える。
その他特記事項	特になし

様式 3-2-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 効率化評価 項目別評価総括表

	年度評価					効率化評価	項目別調査No.	備考欄
	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元 年度			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項								
1 業務運営の改善	B	B	A	A	B	A	第 2－1	
2 業務運営コストの縮減	B	B	B	B	B	B	第 2－2	
3 人件費の縮減	B	B	B	B	B	B	第 2－3	
4 調達等合理化の取組	B	B	B	C	B	B	第 2－4	

主務省令期間：平成 27 年度～令和元年度

**(独)農林水産消費安全技術センター 平成27年度～令和元年度効率化
自己評価一覧**

年度目標(事業計画)	自己評価	大臣評価 (案)
総合評定	B	B
業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の改善	A	A
業務運営の改善状況	A	A
業務運営コストの縮減	B	B
・一般管理費削減率:3%以上の抑制	B	B
・業務経費削減率:1%以上の抑制	B	B
・業務運営コストの縮減状況	B	B
人件費の削減等	B	B
人件費の削減(平成30年度予算額以下)	B	B
調達等合理化の取組	B	B
・競争性のある契約に占める一者応札・応募割合:42%以下	B	B
・随意契約によることができる事由の明確化	B	B